

加東市立木から市民等の生命及び住宅等の財産を守る条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、所有者等による立木の適切な管理を義務付けるとともに、危険木の除去等の対策に関し必要な事項を定めることにより、市民等の生命及び住宅等の財産を守ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在する者（通勤、通学等を含む。）、地域の自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2の地縁による団体その他これに類する団体をいう。以下同じ。）又は市内で事業活動を行う法人等をいう。
- (2) 住宅等 市内に存する建築物のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に居住する者その他それに準ずる者が居住するもの
 - イ 事業所（経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所を占めて行われているもので、人及び設備を有し、物の生産又はサービスの提供が継続的に行われているものをいう。）
 - ウ 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校をいう。）の施設
 - エ 病院及び診療所（医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院及び診療所をいう。）の施設
 - オ アからエまでに掲げるもののほか人が集う建築物
- (3) 所有者等 立木の所有者又は管理者をいう。
- (4) 危険木 市内にある立木のうち、傾倒、腐食、空洞化等が発生し、倒木、枝折れ等により住宅等に被害を与えるおそれがあるものをいう。ただし、立木の所有者等と被害を受けるおそれがある住宅等の所有者が同一である場合を除く。

（市の責務）

第3条 市は、立木の適切な管理を行うよう所有者等への啓発その他第1条の目的に必要な施策を推進しなければならない。

（所有者等の責務）

第4条 所有者等は、自らの責任において立木が危険木とならないよう適切に管理しなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、立木の管理が不適切な状態とならないよう相互に連携を図り、良好な生活環境の確保に努めるものとする。

2 市民等は、適切に管理されていない立木を発見したときは、市に対し、その情報を提供

するよう努めるものとする。

(民事解決との関係)

第6条 立木の所有者等と当該立木により害を被り又はそのおそれがある者との間で発生する問題は、当事者間で解決することを妨げるものではない。

(現地確認)

第7条 市長は、適切に管理されていない立木について市民等から情報提供を受けたとき又は自ら発見したときは、速やかにその立木を確認しなければならない。

(立入調査等)

第8条 市長は、前条の現地確認のみでは不十分な場合、危険木の認定に必要な限度において、市の職員又はその委任した者に、必要と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

2 前項に規定する立入調査を行うときは、その場所の所有者等の同意を得ることとする。ただし、当該所有者等が不明等、速やかに同意を得ることが困難な場合は、その限りではない。

3 第1項の規定により、必要と認められる場所に立ち入って調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(危険木の認定等)

第9条 市長は、第7条の現地確認又は前条第1項に規定する立入調査により立木を第2条第4号の危険木と認定した場合は、当該危険木の所有者等に対し、伐採、せん定その他必要な措置を講じるよう助言又は指導をしなければならない。

2 所有者等は、前項の助言又は指導があった場合は、速やかに伐採、せん定その他必要な措置を講じなければならない。

(勧告)

第10条 市長は、前条第1項の助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該危険木の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、伐採、せん定その他必要な措置をとることを書面により勧告することができる。

(命令等)

第11条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを書面により命ずることができる。

2 市長は、前項の措置を命じる時、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定により、前項の期限まで措置がとられない場合は次条に定める代執行をなす旨を、同項の規定による命令を受ける者に対して書面で通知しなければならない。

3 市長は、第1項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じ

ようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

- 4 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 5 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第1項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第1項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 7 第5項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 8 第1項の規定による命令を受けた者は、その命令に基づく措置を行ったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(代執行)

第12条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく、当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき又は講じても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の規定により、当該措置を自ら講じ、又はその委任した者に講じさせることができる。

- 2 市長は、前項の措置を講じようとするときは、行政代執行法第3条第2項の規定により、当該措置を講じる時期、当該措置のために派遣する者の氏名及び当該措置に要する費用の概算による見積額を、あらかじめ、前条第1項の規定による命令を受けた者に対し、書面により通知しなければならない。
- 3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を前条第1項の規定による命令を受けた者から徴収することができる。
- 4 前項の徴収については、実際に要した費用の額及び納付期限を定め、書面によりその納付を命じるものとする。

(応急措置)

第13条 市長は、危険木が住宅等に被害を与える危険な状態が明らかに迫っているときは、行政代執行法第3条第3項の規定により、その状態を改善するために必要な措置を講ずることができる。

- 2 市長は、前項の措置を講じるときは、その危険木の所有者等の同意を得ることとする。ただし、当該所有者等が不明等、速やかに同意を得ることが困難な場合は、その限りではない。

3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を、当該措置を講じた危険木の所有者等から徴収することができる。

4 前項の徴収については、実際に要した費用の額及び納付期限を定め、書面によりその納付を命じるものとする。

(関係機関との連携)

第14条 市長は、必要に応じて、市の区域を管轄する警察、危険木が存在する地域の自治会その他関係機関と必要な措置について協議することができる。

(専門家の意見及び助言)

第15条 市長は、必要に応じて、条例の施行に関する事項について専門家に意見及び助言を求めることができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和　年　月　日から施行する。